

職員の不適正な事務処理事案について

1 事案のあった所属

教育委員会事務局文化財保護課

2 事案の概要

平成25年度から実施している長浜市早崎町(竹生島)に所在する国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂ほか2棟の保存修理事業のうち、平成26年度第14号重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事(彩色工事)において、文化財保護課担当職員の指示で剥落止め工事を契約(入札)前に着工させていたことが、平成26年12月に判明した。

その後、当該職員が担当した他の工事も調査したところ、平成22年度、平成25年度および平成26年度に実施した他の4件の工事においても、不適正な処理事案があることが判明した。

3 事案の詳細

別紙資料のとおり

4 職員に対する懲戒処分

(1) 被処分者

教育委員会事務局文化財保護課 副主幹(51歳・男性)

(2) 処分の内容

減給 10分の1 1月(地方公務員法第29条第1項による懲戒処分)

(3) その他の処分(管理監督責任)

教育委員会事務局文化財保護課 参事 文書訓告(H22、H25～26当時:GL)

滋賀県 理事 口頭注意(H22当時:所属長)

※H25～26当時の所属長(管理監)は既に退職している。

5 不適正な事務処理に至った背景

今回の事案の背景には、次のような問題があった。

- (1) 担当者のコンプライアンス意識が欠如していた。
- (2) 竣工検査および担当者に対する管理監督者の指導が十分でなかった。
- (3) 担当係内のコミュニケーションが不足していた。

6 事務処理の状況

- (1) 県と保存修理工事業者との債権債務関係を適正な状態とするため、現在関係者と調整中。

7 再発防止策

- (1) 竣工検査時には、文化財保護課管理係職員など建造物係員以外の者を必ず立会させ、検査の厳格化を図る。
- (2) 関係業者に対して重要な指示事項を行う場合は、必ず複数の職員が文書で行うことを徹底する。
- (3) 文化財保護課内の日常業務の相談体制を充実することにより、課内におけるコミュニケーションの活性化を図る。
- (4) 課員のコンプライアンス意識を徹底するためコンプライアンス研修を実施し、課員の意識改革を進める。

(参考)

◆地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

文化財保存修理事業に伴う不適正処理事案について

1 不適正な処理事案

平成 25 年度から実施している長浜市早崎町（竹生島）に所在する国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂ほか 2 棟の保存修理事業のうち、平成 26 年度第 14 号重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事において、当課担当職員の指示で剥落止め工事を契約（入札）前に着工させていたことが、平成 26 年 12 月に判明した。

その後、当該職員が担当した他の工事も調査したところ、平成 22 年度、平成 25 年度および平成 26 年度に実施した 4 件の工事においても、不適正な処理事案があることが判明した。

2 各事例の詳細

【事案 1】

工 事 名 平成 26 年度第 14 号重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事（彩色工事）

工 期 平成 26 年 11 月 6 日～平成 27 年 3 月 23 日

請負金額 30,045,600 円

施工内容 平成 26 年 10 月上旬～中旬に、別工事（平成 26 年度第 7 号重要文化財宝厳寺渡廊保存修理工事 H26.6.25～26.9.30）を担当していた下請業者（A）に、観音堂北廻廊部分の剥落止め工事 36.91 m²を事前に施工させた。

施工理由 観音堂の 26 年度工事は当初剥落止め・漆塗工事であったが、平成 26 年 8 月の台風 11 号等の影響で、屋根の痛みが激しくなったことから、屋根葺き替えを急ぐこととし、主として素屋根設置と屋根工事を行う工事内容で、国への計画変更を行った。しかしながら、国への計画変更が 9 月になるなど手続きに遅れが生じ、北廻廊の剥落止めの施工が冬季に入ることが予測された。担当者が、冬季になると剥落止め工事が出来なくなると考え、できるだけ早く剥落止めの工事を始める必要があると判断したため。

【事案2】

工事名 平成26年度第17号国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂修理工事（仮設工事）

工期 平成26年11月4日～平成27年3月31日

請負金額 11,836,800円

施工内容 平成26年10月上旬、別工事（平成26年度第4号重要文化財宝厳寺渡廊保存修理工事H26.4.1～26.10.24）を担当していた元請業者（B）に、観音堂北廻廊部分の剥落止め施工用の内部足場17.0㎡を事前に施工させたもの。

施工理由 事案1の北廻廊の剥落止めの施工を行うために、内部足場の設置が必要と担当者が判断したため。

【事案3】

工事名 平成25年度第7号重要文化財宝厳寺渡廊保存修理工事（木・漆塗り工事）

工期 平成25年7月26日～平成26年3月24日

請負金額 31,374,000円

施工内容 平成26年1月下旬から2月下旬の間に、下請業者（A）が入札設計図書通りに西側破風の漆塗り2.75㎡を施工した。しかし、県の積算にはこの部分の工事費が算入されていなかったため、次年度工事の平成26年度第7号重要文化財宝厳寺渡廊保存修理工事（H26.6.25～26.9.30）で積算算入し、元請業者（C）に支払った。

施工理由 当該箇所の工事費は、平成25年度の国庫補助金申請書および積算書に含まれていないにもかかわらず、担当者が入札設計図書に本来「掻き落とし」と記載すべきところを誤って「掻き落とし漆塗り直し」と記載したため、設計に含まれていない漆塗り工事が施工されてしまったため。

【事案4】

後年度に発注予定である工事を先行施工させた事例

施工内容 平成26年9月頃、平成26年度第7号重要文化財宝厳寺渡廊保存修理工事の
下請業者（A）に工事対象外の箇所（垂木塗装1.10㎡、化粧裏板剥落止め0.30㎡、垂木木口金具4個）を施工させた。なお、この箇所は後年度（H29もしくはH30年度）に施工予定であり、工事費が未払いとなっている。

施工理由 当該箇所の漆塗工事を施工しなければ、平成 26 年度第 7 号重要文化財宝厳寺渡廊保存修理工事における瓦を葺くことができないと担当者が判断したため。

【事案 5】

工 事 名 平成 22 年度第 10 号国宝都久夫須麻神社本殿保存修理工事
(彩色保存第 2 期工事)

工 期 平成 22 年 12 月 7 日～平成 23 年 3 月 22 日

請負金額 18,165,000 円

施工内容 別工事の平成 22 年度第 4 号国宝都久夫須麻神社本殿保存修理工事(彩色保存工事 H22.6.3～23.3.22)の元請業者(D)下請業者(E)に本殿天井画の剥落止め工事 29.19 m²を平成 22 年夏から秋の間に施工させたもの。

施工理由 当工事は平成 21 年 10 月の台風 18 号被害により本殿背面の屋根が一部破損したことから、屋根の全面葺替にあわせて本殿内部の障壁画の修復や天井画の剥落止めを行ったものである。しかし、工事着手が冬季となることから剥落止め工事が出来なくなると担当者が判断したため。

3 これまでの主な経緯

- 平成 26 年 11 月下旬 宝厳寺が設置する、宝厳寺修理専門委員会委員から、「平成 26 年度第 14 号の宝厳寺の保存修理工事に関して、修理専門委員会に諮らずに工事を行っているのではないか」という旨の指摘を受ける。
- 平成 26 年 12 月中旬 組織として事実確認を行い、他の案件を含め計 5 件の不適正事案を把握するとともに、文化財所有者および関係業者にも事実確認。
- 平成 27 年 1 月中旬 修理専門委員会を開催し、平成 26 年度第 14 号について修理専門委員会に諮らずに工事を実施したことを謝罪。
- 平成 27 年 3 月下旬 宝厳寺住職と面談して、事案 4 の工事の未払金を寺負担とさせていただくことを確認。

■平成 27 年 5 月下旬 教育委員会事務局として情報共有。

■平成 27 年 6 月上旬 事実関係詳細把握および事務処理案等の検討開始。

■平成 27 年 10 月上旬 文化庁への説明、弁護士との協議。

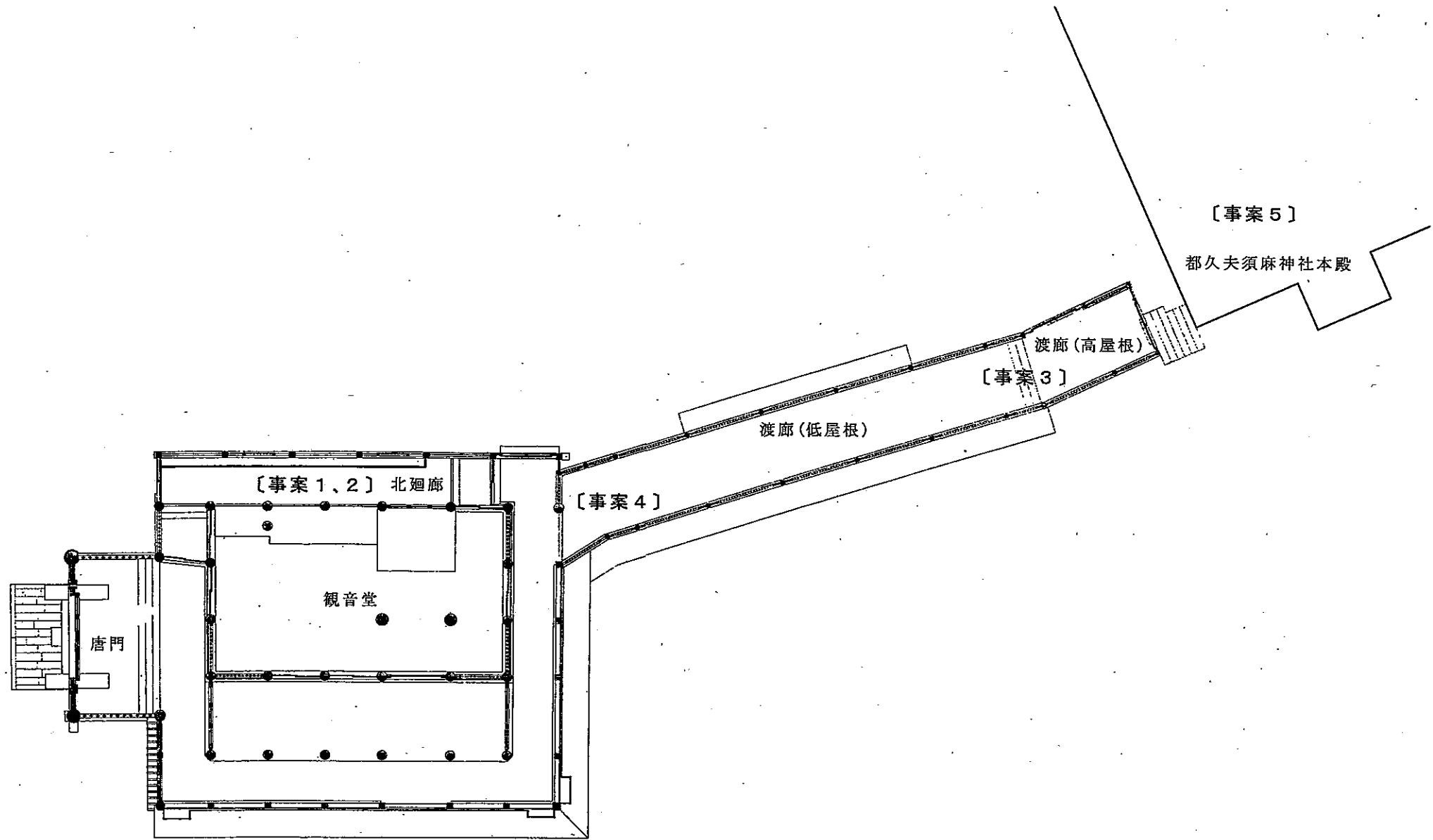
■平成 27 年 11 月下旬 文化財所有者への説明。

■平成 27 年 12 月上旬 関係事業者への説明。

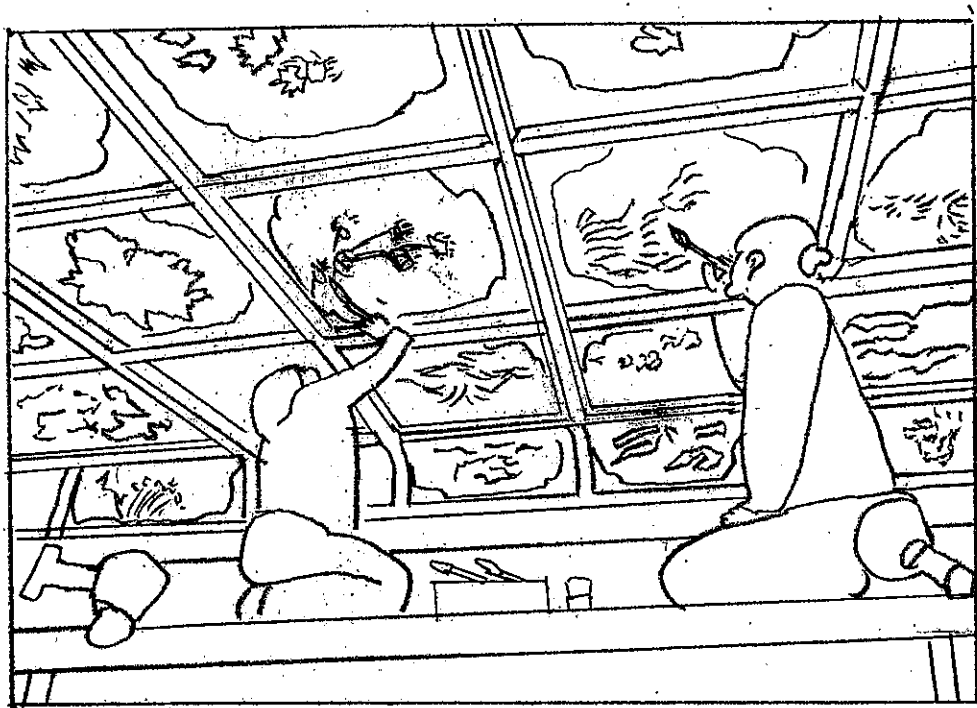
不適正事案にかかる工事一覧表

(単位:円)

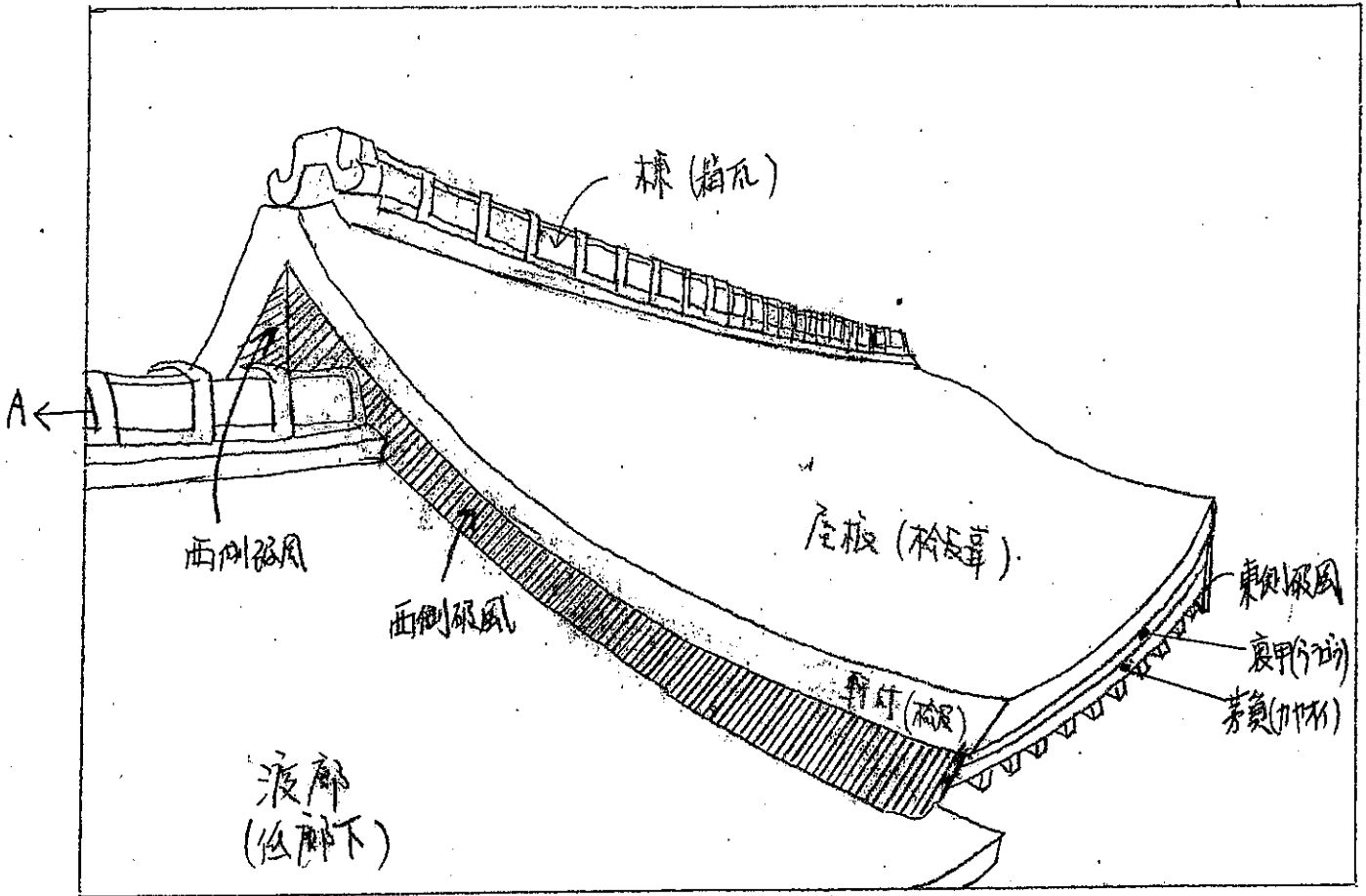
	工事名	不適正 施工箇所	入札日等	当初契約期間	不適正工事の 施工期間	当初契約金額 (事案4は協議中)	関係 業者	不適正施工の理由
事案1	平成26年度第14号重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事	観音堂 北廻廊	H26.10.30	H26.11.6~H27.3.23	平成26年10月上旬 ~中旬	30,045,600	元請 B 下請 A	設計変更に伴い工事着手が遅れ、工期が冬季に入ってしまうと剥落止め工事が出来ないと担当者が考えたため。
事案2	平成26年度第17号国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事	"	H26.11.4	H26.11.4~H27.3.31	平成26年10月上旬	11,836,800	元請 B	担当者が、事案1の剥落止め工事を行うためには足場が必要と考えたため。
事案3	平成25年度第7号重要文化財宝厳寺渡廊保存修理工事	渡廊屋根 西側破風	H25.7.22	H25.7.26~H26.3.24	平成26年1月下旬 ~2月下旬頃	31,374,000	H25年度 元請 下請 B A H26年度 元請 下請 C A	担当者が入札設計図書に本来「掻き落とし」と記載すべきところを誤って「掻き落とし漆塗り直し」と記載したため、設計に含まれていない漆塗りが施工されてしまった。
事案4	(平成26年度第7号重要文化財宝厳寺渡廊保存修理工事)	観音堂 屋根垂木 4本	(H26.6.18)	(H26.6.25~H26.9.30)	平成26年9月頃		A	担当者が、設計に含まれていない箇所の施工をしないと屋根工事の瓦を葺くことができないと判断したため。
事案5	平成22年度第10号国宝都久夫須麻神社本殿保存修理工事	本殿 天井板	H22.12.1	H22.12.7~H23.3.22	平成22年夏~秋頃	18,165,000	元請 D 下請 E	担当者が冬季での剥落止め工事はできないと考えたため。



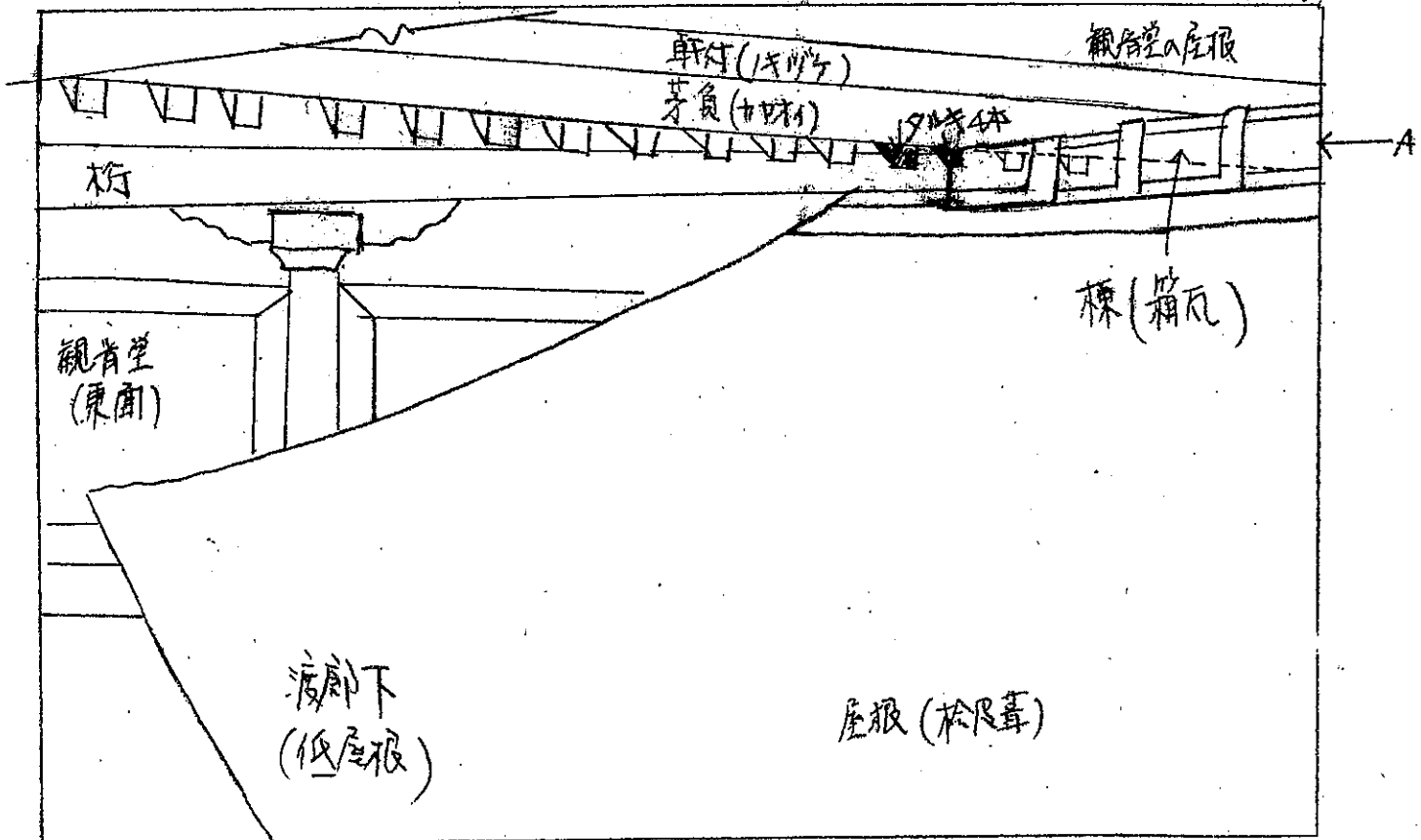
宝巖寺国宝唐門・重要文化財観音堂・渡廊 平面図



都久夫須麻神社 翁落止めの様子
(二か)落流を填窟、刷毛、筆で塗布)



宝篋手渡廊 (高廊下) 西側破風 (正・背角 2枚)



宝篋手渡廊 (低屋根) と観音堂の取合 (榑木4本)